

農業委員会名簿

| 出席 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|----------------|-------|---------|
| 出席 | 会長 | 平野英治 | |
| 出席 | 副会長 (職務代理者) | 田中光義 | |
| 出席 | 副会長 | 佐野哲司 | |
| 出席 | 副会長 | 青木昌司 | |
| 出席 | 委員 | 横井清美 | |
| 出席 | 委員 | 山田真弘 | |
| 出席 | 委員 | 鷺野則美 | |
| 出席 | 委員 | 中野正広 | |
| 出席 | 委員 | 日榮隆広 | |
| 遅刻 | 委員 | 加藤丈晴 | 9時10分到着 |
| 出席 | 委員 | 鈴木裕美 | |
| 出席 | 委員 | 加賀保 | |
| 出席 | 委員 | 沖由雄 | |
| 出席 | 委員 | 浅井佐智子 | |
| 出席 | 委員 | 大橋一之 | |

事務局出席者

| 氏 名 | 氏 名 |
|--------------|---------|
| 産業振興課長（事務局長） | 清 水 直 樹 |
| 課長補佐（事務担当） | 伊 藤 光 |
| 主 査（事務担当） | 藤 田 佳 久 |
| 主 事（事務担当） | 平 松 美 有 |

進行要領

| 発言者 | 内 容 |
|------|--|
| | <p>1. 開催日時 令和5年10月20日(金) 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 3. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員 (5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> |
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、只今より、令和5年10月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>会長さん宜しくをお願いします。</p> |
| 会長 | <p>《会長あいさつ》</p> |
| 会長 | <p>それでは、本日の出席者数は(15名中15名)で、定足数に達しております</p> |

ので、只今より10月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 9 番 鈴木 裕美 (スズキ ユミ) 委員

議席番号 10 番 加賀 保 (カガ タモツ) 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

| | | |
|--------|--|-----|
| 議案第21号 | 農地法第3条の規定による許可申請 | 2件 |
| 議案第22号 | 農地法第4条の規定による許可申請 | 2件 |
| 議案第23号 | 農地法第5条の規定による許可申請 | 6件 |
| 決定第9号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について | 4件 |
| 専決報告 | 1. 農地法第3条の3の規定による届出 | 14件 |
| | 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 1件 |
| | 3. 現況証明願 | 1件 |
| 報告 | 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 | 3件 |

会長

それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第21号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

会長

(発言なし)
宜しいでしょうか。

| | |
|-----|---|
| 会長 | <p>それでは、議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 会長 | <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》</p> <p>(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて生まれ、現在は母と二人で暮らしています。しかし、将来は兄が本家に戻る予定で、兄夫婦と同居となると互いに気を遣うこととなります。そこで自分の今後の生活及び資産形成について熟慮し、年齢などを考慮した結果、住宅を持つのは今が最善であるという結論に至りました。また子供向けの英語教室も併設する計画を立てました。今般の申請にて学習塾兼用住宅を建築する計画です。</p> <p>(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者 2 人は兄妹で、申請者兄妹と妹の娘の 3 人で住所地にて暮らしております。賃貸住宅のため、いずれは出ていかなければならず、自己用住宅の建築を計画しました。自己所有地の中から、周辺農地への影響も少なく、以前の住まいの隣接地であり、慣れた環境で生活できる申請地を選定しました。今般の申請にて宅地と一体利用し、自己用住宅を建築する計画です。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局より議案第 2 2 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| 会長 | <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 2 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、議案第 2 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p> |

※遅刻した委員 1 名到着

事務局

《事務局説明》

(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地のアパートにて夫婦二人で生活しております。子どもはできるだけ早くほしいと思っており、子どもが生まれると持ち家についてじっくり考える時間が無くなってしまいます。そこで今、建築することが最善と考えました。自分の本家近くで建売住宅等を探しましたが、間取り等希望に合うものは見つからず、土地を購入して建築することにしました。申請地は本家から車で 5 分ほどと近く、両親から子どもの養育の援助も期待でき、両親の老後の手助けもできるため、最適地と判断しました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を設置する計画です。

(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成 9 年に設立された法人で、申請地に隣接した敷地にて土木工事、管工事、水道施設工事などを中心に建設業を営んでおります。かねてより駐車場や資材置場のスペースが不足しており、従業員が増員したことや業務拡大もしていきたいことから土地を探しておりました。農地法等の規制もあることから一度に希望するだけの土地を取得することは断念しましたが、取得済みの 27 番 1 と申請地を駐車場として一体利用することにより、事業所敷地に余裕が生まれます。当面はこの駐車場を設置することで、これまで車庫として利用していた既存敷地をより広く使え、効率的な業務ができると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。

(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在申請地の東隣の宅地に住んでおります。現在は西側道路に出る際は居住地の南西の通路を利用しております。しかし令和 5 年に南側の土地に娘夫婦の居宅が新築され、建築基準法上その通路は新築建物の通路として利用されることとなり、自分の居宅については接道が取れなくなりました。そこで、現在の居宅を改築する前提条件として通路敷を設置する必要があり、申請地を買い受ける運びとなりました。今般の申請にて申請地を買い受け、通路敷として利用する計画です。

(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光発電の申請です。申請者は平成 26 年に設立され、栃木県足利市を本社とし、名古屋市に支店を置く太陽光発電事業を営む法人です。計画では 157 枚のパネル(発電出力: 50kw)を設置し総事業費は約 1,250 万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H120 cm)で囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地に影響は少ないものと見込まれます。

| | |
|-----|---|
| | <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光発電の申請です。申請者は議案番号4番と同じ法人です。計画では189枚のパネル(発電出力:50kw)を設置し総事業費は約1,260万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H120cm)で囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地がないため周辺に影響はないものと見込まれます。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光発電の申請です。申請者は議案番号4番と同じ法人です。計画では189枚のパネル(発電出力:50kw)を設置し総事業費は約1,260万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H120cm)で囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみとし、雨水は自然浸透としますが、隣接する農地がないため周辺に影響はないものと見込まれます。</p> |
| 会長 | <p>只今、事務局より議案第23号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> |
| 会長 | <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請6件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> |
| 会長 | <p>続きまして、決定第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》(1番から4番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から4番、全体筆数は54筆、面積は43,510㎡です。</p> <p>1番から4番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっております。耕作人として、3名の方々が借り受けております。</p> <p>内容につきましては、作物は 水稻です。</p> <p>愛知県知事同意は令和5年10月5日、愛知県農業振興基金同意は令和5年10月5日、公告年月日は令和5年10月31日、契約開始年月日は令和5年11月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> |
| <p>会長</p> | <p>只今、事務局より決定第9号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>会長</p> | <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。</p> |
| <p>会長</p> | <p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> |
| <p>会長</p> | <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 会長 | <p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 3 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、3 件の合意解約を受付いたしました。</p> |
| 会長 | <p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> |
| 会長 | <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> |
| 会長 | <p><u>これをもちまして、10月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</u></p> <p>(終了 午前9時20分)</p> |

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号 9 番委員 鈴 木 裕 美

議事録署名者
議席番号 10 番委員 加 賀 保